

付 議 第 1 号

高知県教員育成協議会の設置に関する議案

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 87 号）の施行に伴い、高知県内の公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関して協議を行うため、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条の 5 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり要綱を制定し、高知県教員育成協議会を設置することにつきまして、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(36) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項を決定すること。

高知県教員育成協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 高知県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長及び教員の資質の向上に関して協議を行うため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5第1項の規定に基づき、高知県教員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第22条の3第1項に規定する校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関すること
- (2) その他指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項に関すること

（構成員）

第3条 協議会は、別表の機関・団体名の欄に掲げる者をもって構成する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、構成員のそれぞれ別表の委員の欄に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は高知県教育長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集する。
- 5 構成員は、協議会の会議に委員以外の者を代理の委員として出席させることができる。
- 6 協議会の会議は、委員及び代理の委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 7 協議会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 協議会の会議は、公開する。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。



別表（第3条及び第4条関係）

機関・団体名	委員
高知県教育委員会	教育長
高知市教育委員会	教育長
高知縣市町村教育委員会連合会	会長
高知大学	教育学部長
鳴門教育大学	副学長
高知県小中学校長会	会長
高知県高等学校長協会	会長
土佐教育研究会	会長
高知県高等学校教育研究会	会長

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

1. 教育公務員特例法の一部改正

(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

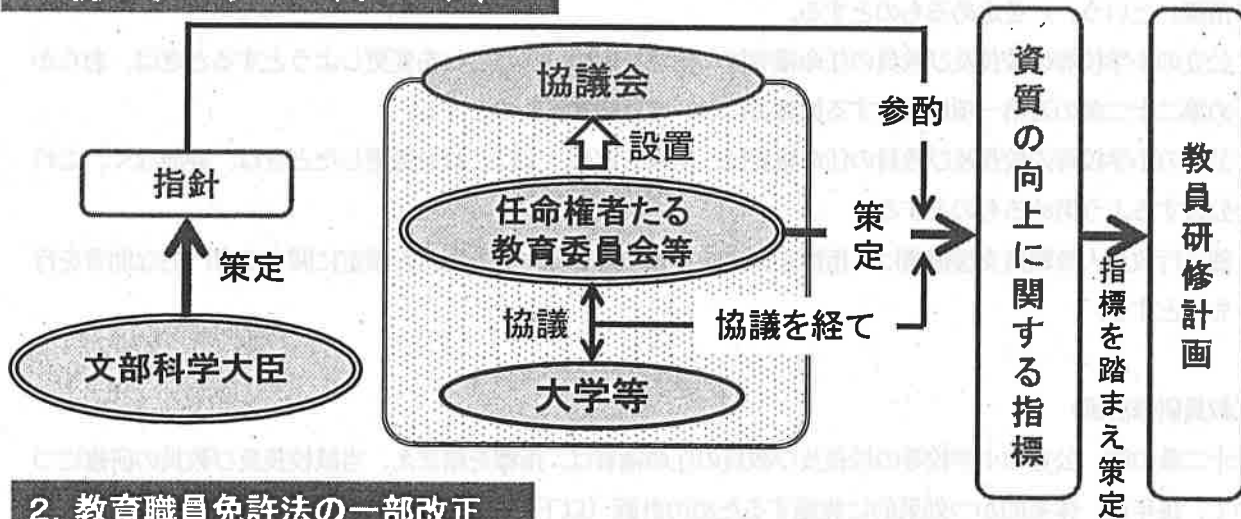
・文部科学大臣は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を策定する。

・教員等の任命権者(教育委員会等)は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。

新たなスキーム(イメージ)



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。

4. 施行期日 平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

○教育公務員特例法（抜粋）

（昭和二十四年法律第一号）

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第二十二條の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）

第二十二條の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二條の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

（教員研修計画）

第二十二條の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する第二十三條第一項に規定する初任者研修、第二十四條第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるもの

(協議会)

第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権者が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第四條 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二條の三第二項及び第二十二條の五の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同条第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会若しくは知事又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

○教育公務員特例法第二十二條の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び第二十二條の五第二項第二号の文部科学省令で定める者を定める省令（抜粋）

(平成二十九年文部科学省令第十号)

(法第二十二條の五第二項第二号の文部科学省令で定める者)

第二條 法第二十二條の五第二項第二号に規定する公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学

二 任命権者（市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。以下この号において同じ。）により公立の小学校等の校長及び教員として採用された者であつて、当該大学を卒業した者の数が当該任命権者が定める数以上である大学

平成29年度 高知県教員育成協議会 委員一覧

	機関・団体名	役職	氏名
1	高知県教育委員会	教育長	田村 壮児
2	高知市教育委員会	教育長	横田 寿生
3	高知縣市町村教育委員会連合会	会長 (香美市教育長)	時久 恵子
4	高知大学	教育学部長	藤田 詠司
5	鳴門教育大学	副学長	佐古 秀一
6	高知県小中学校長会	会長 (三里中学校長)	刈谷 好孝
7	高知県高等学校長協会	会長 (高知東高等学校長)	伊藤 正孝
8	土佐教育研究会	会長 (小高坂小学校長)	中田 正康
9	高知県高等学校教育研究会	会長 (高知西高等学校長)	松木 優典